

学童保育ご利用中の保護者の皆様へ

令和2年3月分の放課後児童クラブ（学童保育）利用料についてのお知らせ （新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業を受けた特別取り扱い）

日ごろは、本市子育て支援事業にご理解いただきありがとうございます。

このたびは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月の1か月間を通して利用者の皆様には可能な限り家庭保育をしていただくよう要請しており、多くの方にご協力をいただきありがとうございます。このたび、子育て中の世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和2年3月分利用料について特別の取り扱いを行います。

記

すべての利用者を対象に、令和2年3月の利用料（延長利用料を含む）を無料とします。

【3月分の利用料の引き落とし（3月31日（火））は行いません。】

- ※ 利用者の皆様から特別の手続きは必要ありません。
- ※ 既に減免・休会・退会等されている方も同じ取り扱いになります。
- ※ おやつ代については、実費として各施設が徴収していることから、取り扱いが異なります。各施設より別途取り扱いをお知らせします。
- ※ 令和2年3月のみでの取り扱いであり、4月以降の取り扱いについて特別に決定していることはありません。

【一般的な事柄に関する問い合わせ先】 神戸市総合コールセンター 078-333-3330

（年中無休 午前8時～午後9時）